

## 参考とした法令等一覧表



## 参考とした法令等一覧表

### 参考とした法令等一覧表①

	参考とした法令等の名称又は略称	制定年等
あ 行	悪臭防止法	昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号
	悪臭防止法第 3 条の規定に基づく規制地域の指定状況	昭和 50 年 3 月 10 日長野県告示第 114 号（岡谷市における付表の地域）、（辰野町における付表の地域）
	医療法	昭和 23 年 11 月 5 日厚生省令第 50 号
	温泉法	昭和 23 年 7 月 10 日法律第 125 号
	岡谷市環境基本条例	平成 10 年 12 月 22 日
か 行	河川法	昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号
	学校教育法	昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号
	環境基本法	平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号
	漁業法に基づく内水面における共同漁業権及び区画漁業権の免許の内容等	平成 15 年 9 月 29 日長野県告示第 467 号
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号
	景観法	平成 16 年 6 月 18 日法律第 no 号
	下水道法	昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（「建設リサイクル法」という）	平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号
	建築基準法	昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号
	公害の防止に関する条例	昭和 48 年 3 月 30 日長野県条例第 11 号
	国土利用計画法	昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号
	湖沼水質保全特別措置法（「湖沼法」という）	昭和 59 年 7 月 27 日法律第 61 号
さ 行	砂防法	明治 30 年 3 月 30 年法律第 29 号
	自然環境保全法	昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号
	自然公園法	昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号
	児童福祉法	昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号
	臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法	平成 7 年 9 月 13 日環境庁告示第 63 号
	振動規制法	昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号

参考とした法令等一覧表②

参考とした法令等の名称又は略称		制定年等
さ 行	振動規制法施行規則	昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号
	振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定状況	昭和 52 年 12 月 26 日長野県告示第 683 号（岡谷市における付表の地域）
	森林法	昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号
	水質汚濁に係る環境基準について	昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号
	水質汚濁に係る環境基準について	平成 21 年 11 月 30 日環境省告示第 78 号
	水質汚濁防止法	昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号
	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく有害物質の上乗せ排水基準（「水質汚濁防止法上乗せ排水基準」という）	長野県公害防止条例第 16 条（昭和 48 年 3 月 30 日 条例第 11 号）
	水質調査方法	昭和 46 年 9 月 30 日環水管第 30 号
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)	平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号
	騒音規制法	昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号
	騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定	昭和 50 年 2 月 27 日長野県告示第 97 号（岡谷市における付表の地域）、（辰野町における付表の地域）
	騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令	平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号
	騒音に係る環境基準	平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号
た 行	第 2 次 岡谷市環境基本計画	平成 23 年 4 月 1 日
	第 4 次 岡谷市総合計画	平成 21 年 6 月 17 日
	ダイオキシン類対策特別措置法	平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号
	ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 2 項に基づく常時監視結果（水質及び水底の底質）の報告について	平成 12 年 3 月 27 日環水企 150 ・ 環水規 58
	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について	平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号
	大気汚染に係る環境基準について	昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号
	大気汚染物質測定法指針	昭和 62 年環境庁大気保全局大気規制課
	大気汚染防止法	昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号
	大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について	昭和 52 年 6 月 16 日総理府令第 32 号
	大気汚染に係る環境基準について	昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号

参考とした法令等一覧表③

	参考とした法令等の名称又は略称	制定年等
た 行	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準	平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号
	地下水の水質汚濁に係る環境基準について	平成 21 年 11 月 30 日環境省告示第 79 号
	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号
	地すべり等防止法	昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	平成 14 年法律第 88 号
	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程	平成 9 年建設省告示第 1536 号
	特定悪臭物質の測定の方法	昭和 47 年 5 月 30 日環境庁告示第 9 号
	道路交通法	昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号
	道路法	昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号
	特定悪臭物質の測定方法	昭和 47 年 5 月 30 日環境庁告示第 9 号
	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	昭和 52 年 12 月 26 日長野県告示第 683 号
	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号
	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	昭和 50 年 2 月 27 日長野県告示第 97 号
	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号
	特定工場において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域	昭和 50 年 2 月 27 日長野県告示第 97 号
	都市計画法	昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号
	土壌汚染に係る環境基準について	平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号
図書館法	昭和 25 年 4 月 30 日法律第 118 号	
上地区画整理法	昭和 29 年 5 月 20 日法律第 119 号	
な 行	長野県環境影響評価技術指針	平成 10 年 9 月 28 日長野県告示第 476 号
	長野県環境影響評価条例	平成 10 年 3 月 30 日長野県条例第 12 号
	長野県希少野生動物保護条例	平成 15 年 3 月 24 日長野県条例第 32 号

参考とした法令等一覧表④

参考とした法令等の名称又は略称		制定年等
な 行	長野県景観条例	平成4年3月19日長野県条例第22号
	長野県建築基準条例	昭和46年7月13日長野県条例第40号
	長野県公害の防止に関する条例	昭和48年3月30日長野県条例第11号
	長野県自然環境保全条例	昭和46年7月13日条例第35号
	長野県立自然公園条例	昭和46年7月13日長野県条例第35号
	二酸化窒素に係る環境基準について	昭和53年7月11日環境庁告示第38号
	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令	昭和50年4月8日総理府令第31号
	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令	昭和47年10月27日総理府令第66号
	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令	昭和46年6月24日農林省令第47号
は 行	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法	昭和49年9月30日環境庁告示第64号
	廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（「廃棄物条例という」）	平成20年3月24日長野県条例第16号
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（「廃棄物処理法」という）	昭和45年12月25日法律第137号
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令	昭和49年12月1日政令第363号
	文化財保護法	昭和25年5月30日法律第214号
	ペンゼン等による大気汚染に係る環境基準について	平成9年2月4日環境庁告示第4号
や 行	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（「容器包装リサイクル法」という）	平成7年6月16日法律第112号
ら 行	流域開発に伴う防災調整池技術基準	平成7年長野県上木部
	老人福祉法	昭和38年7月11日法律第133号

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（諏訪、塩尻）及び2万5千分の1地形図（諏訪）を使用したものである。